

(案)

郡山市立学校の学校規模のあり方について
(基本方針)

平成30年9月3日

郡山市教育委員会学校管理課

(案)

郡山市立学校の学校規模のあり方について

(基本方針)

1 基本方針策定にあたって

全国的な少子化の中、郡山市においても児童生徒数は減少傾向にあり、昭和 50 年代後半から 60 年代までのピーク時と比較して約 4 割の減少が見られ、併せて、今後も減少が続くものと想定される。一方で、市域が広範であり昭和 40 年代の合併以前の旧町村地区における人口減少や少子高齢化の著しい進行、市街地の拡大に伴う中心市街地における人口の減少や、区画整理事業や民間デベロッパー（開発業者）による宅地開発など、市街地周辺域における局地的かつ一時経過的な人口の増加により、児童生徒数にも市内各地域で著しい偏在が見られる。

本来、学校は地域（コミュニティ）における中核たる存在であり、地域住民にとって身近な欠くことのできない施設であると考えられるが、旧来の地域（コミュニティ）は人口減少や少子高齢化、更には、新興住宅地等への人口流入の促進により従前のものとは姿も性質も大きく変化しているものと考えられる。児童生徒数の増減による学校規模の大きな変化については、その影響も含めて、教育委員会が主体となって地域や保護者に情報を提供していく必要がある。

また、現在の学校施設の多くは、昭和 40 年代の合併以前に建設し存在するものであり、併せて、その後の人口増加時期に整備されたものでありが多く、必ずしも現在の実態に適合していない。一方で学校施設は、規模も大きく、整備には多大な経費と時間を要するとともに、めまぐるしく変化する社会情勢、人口動態に柔軟に対応することは困難である。現在、本市においては公共施設の長寿命化についての計画が検討されており、学校施設についても統合や複合化を含め、各地域や学校の実情に応じた検討を行うこととなっている。

以上の状況を踏まえ、児童生徒数の変化や学校施設の長寿命化に対応しつつ、学校の適正規模を確保し、適正配置を実現するためには、計画策定が急務であることから、今回、「**郡山市立学校の学校規模のあり方について**」と題する基本方針を示すこととした。本方針を示すことで、多くの関係者の方々に適正規模・適正配置について考えていただくとともに、今後、郡山市教育委員会では多方面からのご意見を踏まえつつ、それぞれの地域の実態に合わせた適正規模・適正配置の具体的な計画を策定し、本市の実情に応じた活力ある学校づくりを推進していきたい。

2 郡山市立学校の適正規模・適正配置の基準

(1) 学校の適正規模について

本市においては、普通学級数により次のように区分する。ただし、適正規模校以外の学校であっても、教育条件が満たされている大規模校や地域の特性等により統合が困難な小規模校など、さまざまな実情があることから、今後、各地域の適正規模・適正配置の計画を作成するに当たっては、個別の実情を十分に考慮する必要がある。また、義務教育学校については、小中一貫教育を推進する本市の先進的な学校と位置づけているため、この基準には含めないものとする。

① 適正規模の学校

学級数が12学級以上18学級以下の学校を適正規模校とする。

~~本市の公立学校は、この適正規模校を目指すものであるが、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではないものとする。~~

※学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。

※平成30年度の適正規模校 小学校20校、中学校10校 計30校(37%)

② 大規模校・過大規模校

学級数が19学級以上24学級以下の学校を準大規模校、25学級以上30学級以下の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とする。

※平成30年度の準大規模校 小学校7校、中学校4校 計11校(14%)

※平成30年度の大規模校 小学校1校、中学校0校 計1校(1%)

※平成30年度の過大規模校 小学校1校、中学校0校 計1校(1%)

③ 小規模校・過小規模校

学級数が6学級以上11学級以下の小学校及び3学級以上11学級以下の中学校を小規模校、5学級以下の小学校及び2学級以下の中学校を過小規模校とする。

※平成30年度の小規模校 小学校12校、中学校13校 計25校(31%)

※平成30年度の過小規模校 小学校11校、中学校0校 計11校(14%)

(2) 学校の適正配置について

本市においては、徒歩や自転車による通学距離として、小学生でおおむね4 km以内、中学生でおおむね6 km以内とする。

公共交通機関やスクールバス等を活用した遠距離通学の場合においても、通学時間をおおむね1時間以内とするのが望ましいと考える。

※義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条（適正な学校規模の条件）

②通学距離が、小学校にあってはおおむね4 km以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6 km以内であること。

3 学校規模の適正化に向けて

(1) 大規模校・過大規模校について

一部の学校を除き、現在の大規模校のほとんどは、現校舎完成時よりも児童生徒数が減少しており、学校規模に起因する教育環境等の諸問題については緩和されつつある。従って、大規模校であることを以て直ちにこれを適正化しなければならないものではなく、当面は、将来の児童生徒数の推移に注視していくものとする。

しかしながら、現校舎完成時に比して、児童生徒数が増加している一部の大規模校・過大規模校で、教室の不足が懸念される等、緊急に解決すべき課題がある学校については、関係法令の範囲内で学級編制を弾力的に行うとともに、地域の理解を得ながら、通学区域の弾力的運用により、隣接する学校への通学を可能にすることで対応を図る。

学校の分離新設や通学区域の見直しについては、本市における教育環境の持続性や保護者・地域の理解などの観点から、大規模校・過大規模校解消の手段としては、当面は行わないものとする。

※関係法令 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(2) 小規模校・過小規模校について

小規模校・過小規模校については、学校教育の目的を果たす上で重要な教育条件である一定規模の児童生徒集団の確保や経験年数、専門性、男女比等のバランスの取れた教職員集団の配置などに課題がある。一方で、次のような理由から小規模校を存続させることが必要な場合もある。

- 学校が地域コミュニティの核となっており、学校が地域コミュニティの存続に重要な役割を果たしている。
- 地理的な要因から学校の適正規模と適正配置の双方を満たすことが困難である。

このため、当面は、将来の児童生徒数の推移に注視しつつ、地域の理解を得ながら、4で示す「学校の統合の基準」に則り、検討していくものとする。また、特認校制度による通学区域の弾力的運用により、大規模校からの通学を可能にすることも検討していく。

4 学校の統合の基準

学校の統合については、その地域の子どもたちにとって最適な学習環境を、将来にわたって確保するための適正規模や、安全・安心な通学路・通学方法の確保、地域コミュニティの維持などの観点から、子どもたちや保護者、地域住民、学校関係者等の意見を十分に伺いながら統合先の学校を選定していくものとする。

また、教育委員会は、人口統計などの資料から児童生徒数の増減による学校規模の大きな変化が予想される場合、その状況及びそれによる影響などについて、保護者や地域住民への説明責任を果たすよう努める。

(1) 統合の検討を開始する基準

次の場合において、統合についての検討を始めるものとする。

- ① 学校が休校となる場合
- ② 小学校で2年連続して新入学児童がいない場合
- ③ 中学校で新入学生徒がいない場合
- ④ 小学校において、完全複式学級の状態が続いている場合
- ⑤ 中学校において、複式学級が発生する場合
- ⑥ 小規模校または過小規模校で、地元住民や保護者から統合についての要望がある場合
- ⑦ その他、災害等により校舎に甚大な被害があり再建が困難な場合など

(2) 学校統合の検討期間

統合についての検討期間は、おおむね3年以内とし、将来の見通しについて保護者及び地域住民に説明を行うものとする。

(3) 休校となった学校の対応

学校の休校は3年までとし、再開できない場合は統合を行うものとする。ただし、3年以内に地元住民から統合の要望があった場合や地元住民の承諾が得られた場合は、この限りではない。

※分校を含む。

※平成 30 年度 上伊豆島小学校は休校 3 年目、御館小学校下枝分校は休校 2 年目である。

(4) 統合を行う場合の前提条件

本市において、学校の統合を行う場合、原則として、既存の学校の校舎利用を前提とし、新たな学校建築を前提とした統合は行わないものとする。

(5) 統合に伴うスクールバス等運行の基準

統合に伴うスクールバスについては、次の①～③各号全てに該当するもののほか、過疎・中山間地域やそれらの地域に隣接する地域については、市街地に比べ人家、人通り、街灯が少ない、歩道が整備されていない、勾配が激しい地形である等、通学の環境が厳しいことから、実情に応じて運行する。

- ① 統合に伴い、通学距離が長くなること。
- ② 遠距離通学者（小学生 4 km 以上、中学生 6 km 以上）がいること。
- ③ 通学に利用可能な公共交通機関の運行がないこと。

5 今後の適正規模・適正配置等の計画策定にむけて

本基本方針で、学校の適正規模・適正配置の基準や、学校規模の適正化や統合を行う際の基本方針を示したが、今後、各地域における郡山市立学校の適正規模・適正配置等の計画を策定するに当たっては、郡山市人口ビジョンや郡山市公共施設等総合管理計画を踏まえ、各地域や学校の実情に応じてその内容を検討するものとする。